

令和 6 年

第 8 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 6 年 8 月 2 9 日 (木) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和6年第8回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告9 専第8号	専決処分の報告について 令和7年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について
報告10	少年非行概要について
第22号議案	赤穂市特定教育・保育施設給付事業補助金交付要綱の一部を 改正する要綱の制定について
第23号議案	赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正す る要綱の制定について
第24号議案	赤穂市新学校給食センター整備事業請負契約の締結に係る議 決変更について
第25号議案	令和6年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

報告 9

専決処分の報告について

専第 8 号 令和 7 年度使用赤穂市立学校教科用図書採択について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和 6 年 8 月 29 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第 8 号

令和 7 年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号の規定により、令和 7 年度使用赤穂市立学校教科用図書について、別紙のとおり決定した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 8 月 21 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和7年度使用赤穂市立学校教科用図書採択方針

赤穂市教育委員会

(採択の主体)

第1条 赤穂市立学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、赤穂市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(採択の基本方針)

第2条 教科書の採択にあたっては、本市児童・生徒の実態を考慮するとともに、隣接地域の同種の学校並びに教育委員会の状況を勘案するものとし、次の各号に掲げるところにより選ぶものとする。

- (1) 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを使用する。
- (2) 学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを使用する。
- (3) 児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味関心に対する配慮がなされているものを使用する。
- (4) 人権尊重の視点にたった適正なものを使用する。

(地区協議会)

第3条 委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項の規定により、兵庫県教育委員会が設定した西播磨所屬区域内の各市町教育委員会と共同して、西播磨採択地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。
2 地区協議会の規約等は、地区協議会の委員の合議により別に定める。

(委員)

第4条 地区協議会の委員として教育長、校長、教諭及び保護者代表をあてる。

(採択の決定)

第5条 委員会は、第3条の地区協議会における協議の結果に基づき採択するものとする。

(採択条件)

第6条 中学校における、令和7年度使用教科書については、「中学校用教科用図書目録（令和7年度使用）」に đăng載されている教科書のうちから採択するものとする。
2 小学校における、令和7年度使用教科書については、令和6年度と同一の教科書を採択する。
3 小・中学校特別支援学級における、令和7年度使用教科書については、文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」を採択するものとする。
4 義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科書については、毎年採択替えを行うことができる。

(委任)

第7条 この方針に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

(補則)

第8条 この方針は、令和7年度使用教科書の採択について定めるものとする。

令和7年度使用赤穂市立小学校使用教科用図書

教科	採択した発行者	教科	採択した発行者
国語	光村	音楽	教出
書写	光村	図工	日文
社会	日文	家庭	開隆堂
地図	帝国	保健	光文
算数	啓林館	外国語	東書
理科	啓林館	道徳	日文
生活	東書		

<発行者の略号と正式名>

光村 : 光村図書出版株式会社
 東書 : 東京書籍株式会社
 日文 : 日本文教出版株式会社
 帝国 : 株式会社 帝国書院
 光文 : 株式会社 光文書院
 開隆堂 : 開隆堂出版
 啓林館 : 株式会社 新興出版社啓林館
 教出 : 教育出版株式会社
 教芸 : 株式会社 教育芸術社

令和7年度使用赤穂市立中学校使用教科用図書

教科	採択した発行者	教科	採択した発行者
国語	光村	音楽	教芸
書写	光村	音楽(器楽)	教芸
地理	帝国	美術	日文
歴史	帝国	保体	大修館
公民	帝国	技術	開隆堂
地図	帝国	家庭	東書
数学	数研	英語	東書
理科	啓林館	道徳	あか図

<発行者の略号と正式名>

- 光村 : 光村図書出版株式会社
- 帝国 : 株式会社 帝国書院
- 日文 : 日本文教出版株式会社
- 数研 : 数研出版株式会社
- 啓林館 : 株式会社 新興出版社啓林館
- 教芸 : 株式会社 教育芸術社
- 大修館 : 大修館
- 開隆堂 : 開隆堂出版
- 東書 : 東京書籍株式会社
- あか図 : あかつき教育図書株式会社

令和7年度使用教科用図書採択に関する報告書(小学校)

兵庫県教育委員会事務局
特別支援教育課長 様

赤穂市教育長 尾上 慶昌

下記のとおり、教科用図書を選採することを報告します。

採択方針

- 1 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを選ぶこと。
- 2 学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実が図られるものを選ぶこと。
- 3 児童・生徒の心身の発達段階に適切で、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。
- 4 人権尊重の視点にたった適正なものを選ぶこと。

学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書

教科	図書コード	一般図書名	発行者	使用範囲				採択理由
				小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	
国語	A01	ひとりだちするための国語	日本教育研(22-9)				<input type="checkbox"/>	すべてにルビが振られており、読みやすい。
	A01	ゆつくり学ぶ子のための「こころ」(改訂版)(ひらがなのことば・文・文章の読み)	同成社(20-5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			全てひらがなで書かれ、文字が大きく文章が簡潔であるため。
	A02	ゆつくり学ぶ子のための「こころ」(改訂版)(かたかな・かん字の読み書き)	同成社(20-5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			文字、単語、文へと段階的に学習を進めやすくなっている。
	A03	ゆつくり学ぶ子のための「こころ」(改訂版)(文章を読む、作文・詩を書く)	同成社(20-5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			基本文型が繰り返し使われており、学習内容が分かりやすい。
	A04	ゆつくり学ぶ子のための国語4	同成社(20-5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			読明文や詩、物語など教材が整理されており、読み取りや表現力の指導ができる。
	B02	ゆつくり学ぶ子のための「こころ」入門編2(改訂版)(ひらがなの読み書き)	同成社(20-5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			清音、促音、拗音、幼長音、幼児音の学習をすることができる。
	B07	生活図鑑カード 生活道具カード	くもん出版(08-1)		<input type="checkbox"/>			身近な道具31点が写真と調で描かれ、分かりやすい。
	O03	五味太郎・言葉図鑑(3) かざることば(A)	偕成社(06-1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			様子を表す言葉の学習に適している。
	R01	あかちゃんのあそびえほん(1)ごあいさつあそび	偕成社(06-1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			1ページに1つのあいさつが扱われており、分かりやすいため。
	C01	書きかたカード「ひらがな」	くもん出版(08-1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			付属のマーカークーペンで何度も書いて消したり消したりでき、繰り返し学習することができる。
社会	006	ことばえほん	グランまま(08-2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			生活の即した日常の動作が、イラストで分かりやすく取り上げられているため。
	005	にっぽんちず絵本	戸田デザイン(20-4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			ひらがな、カタカナ表記であり、絵や色味が鮮明で見やすい。
	C01	しごとば	ブロンズ新(28-3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			様々な仕事のイラストや道具などから、仕事や働くことへの興味を引き出せるため。
	M06	みぢかななかがくシリーズ町たんけん	福音館(28-1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			町のお店や人々の様子が細かく描かれており、楽しく読み進めることができそうだから。
	632	やさしくまるごと小学校社会改訂版	学研(06-2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			小学校3年から6年の内容が1冊にまとめられており、自分のペースで学習をすすめることができる
	A01	スクーリーおじさんのぼたらくんたち	評論社(27-2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			様々な仕事があることを可親らしいイラストで紹介されているため。
	C02	ゆつくり学ぶ子のための「さんすう」2(1対1対応、1～5の数、5までのたし算)	同成社(20-5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			5までの数の概念を学ぶことができる。
	D02	とけいカード	くもん出版(08-1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			裏面に時刻が数字・ひらがな・デジタル表示で示され、7つの時計とデジタル時計を対応させて学習することができる。
	O03	改訂新版 くらしに役立つ数学	東洋館(20-7)		<input type="checkbox"/>			家庭生活の充実につながる内容となっている。
	C01	ゆつくり学ぶ子のための「さんすう」1(量概念の基礎、比較、なかま集め)	同成社(20-5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			量の概念の基礎を指導することができる。

教科	図書コード	一般図書名	発行者	使用範囲										採択理由	
				30	42	50	52	53	54	55	56	57	58		
算数	C02	くまのはじめでシリーズおもしろいおもしろい2-3	小峰書店(10-5)												数える対象物が児童の好きな食べ物のため。
	C02	ゆっくり学ぶ子のためのけさんすう12(1列1対応、1~5の数の、5までのたし算)	同成社(20-5)												5までの数の概念を学ぶことができる
	C03	ゆっくり学ぶ子のためのけさんすう13(6~9のたし算、ひき算、位取り)	同成社(20-5)												具体物やブロック操作など、イラストで丁寧に丁寧に示されている。
	C04	ゆっくり学ぶ子のためのけさんすう14(くり上がり、くり下がりの数の計算)	同成社(20-5)												ブロックや数え棒を使ったイラストで視覚的に分かりやすく指導ができる。
	C05	ゆっくり学ぶ子のためのけさんすう15(3けたの数の計算、かけ算、わり算)	同成社(20-5)												三桁の数とその足し算、引き算を具体図からの操作を通して理解できるよう配慮している。
理科	A02	ひとりだちするための算数・数学	日本教育研(22-3)												時間やお金など生活に必要な事柄について分かりやすく学ぶことができる。
	543	ゆっくりしていぬいに学べるとの子もわかる算数プリント3-1	習業研(57-22)												多様なワーキングシートで、3年生の学習内容の基本部分をおさえることができる。
	B01	りかのこうさく1ねんせい	小峰書店(10-5)												身近な素材を使った工作が紹介されているため。
	C04	かいかたそでかたすずかん4(やさしいのうえかたそでかた)	岩崎書店(02-1)												身近な野菜の育て方について、指導者とともに調べたり、確かめたりして学習を進めることができる。
	I04	改訂新版体験を広げることものずかん4 はなとやさしいくたもの	ひかりのくに(27-1)												日常生活に関連付け、身近な植物などの名称や成長の仕方が視覚的に分かりやすいため。
生活	B01	絵でわかることものせいかいづかん1 みのまわりのきほん	合同出版(10-8)												すべてひらがなで表記されており、一人でも読むことが出来る
	D01	2021シリーズ たべもの202	ひかりのくに(27-1)												普段口にしていない料理や食材が文字や図で説明され、興味が引き出しやすいため。
	C12	ことものずかんMio12 きせつとしぜん	ひかりのくに(27-1)												写真やイラストが楽しく子どもたちの興味を引きやすい。
	B01	絵でわかることものせいかいづかん1みのまわりのきほん	合同出版(10-8)												基本的な生活習慣について、イラストで楽しく習得できる。
	B03	絵でわかることものせいかいづかん3おでかけのきほん	合同出版(10-8)												イラストが丁寧に場面を想像しやすく、言葉が少ない子どもでも理解しやすい。
音楽	B04	絵でわかることものせいかいづかん4 おつきあいのきほん	合同出版(10-8)												イラストが丁寧に公共の場や対人関係のマナーについて学べるため。
	521	おとのでるえほん たのしいてあそびうた	新豊出版社(62-22)												自分で選曲ボタンを押して音楽を楽しむことができる。
	O02	あそびのおうさまBOOK はって	学研(06-2)												切ったり貼ったりして指先の巧緻性を高めることが期待できる。
	I01	あそびのおうさまずかんから増補改訂	学研(06-2)												シンプルなイラストで見やすいため。
	001	子どもの生きる力を育てるせいのかつ絵じてん	ナツメ社(21-2)												体の仕組みや健康、日常生活の過ごし方などがイラストを通して習得できるため。
英語	001	ABCえほん	戸田デザイン(20-4)												日常生活で使えるアルファベットといくつかの英単語を分かりやすく取り上げているため。

令和7年度使用教科用図書採択に関する報告書(中学校)

兵庫県教育委員会事務局
特別支援教育課長 様

赤穂市教育長 尾上 慶昌

下記のとおり、教科用図書を採択することを報告します。

採択方針

- 1 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを選ぶこと。
- 2 学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実が資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを選ぶこと。
- 3 児童・生徒の心身の発達段階に適切し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。
- 4 人権尊重の視点にたった適正なものを選ぶこと。

学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書

教科	図書コード	一般図書名	発行者	使用範囲			採択理由
				中1	中2	中3	
国語	002	改訂新版くらしに役立つ国語	東洋館(20-7)	○			○ 社会生活を送るための国語力を身につけることができる。
社会	001	改訂新版くらしに役立つ社会	東洋館(20-7)				○ 見やすい文字の大きさと公民と日本地理の内容を分かりやすく説明している。
数学	003	改訂新版くらしに役立つ数学	東洋館(20-7)	○			○ 家庭生活の充実につながる内容となっている。
理科	004	改訂新版くらしに役立つ理科	東洋館(20-7)				○ 身の回りの自然や環境、物質やエネルギー及び健康について詳しく学べる。

報告 10

少年非行概要について

少年非行概要について、別紙のとおり報告する。

令和6年8月29日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

赤穂市内の少年非行概要（令和5年1月～令和5年12月）

1 概要（年別推移）

（ ）は女性の内数

区分	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
犯罪少年	12 (3)	15 (0)	15 (2)	8 (1)	6 (2)	9 (1)	4 (1)	9 (1)
触法少年	4 (2)	3 (0)	1 (0)	6 (0)	4 (1)	2 (1)	2 (0)	9 (0)
ぐ犯少年	0 (0)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良行為少年	488 (15)	275 (9)	249 (16)	356 (42)	178 (17)	91 (12)	64 (13)	50 (8)
合計	504 (20)	294 (9)	268 (20)	370 (43)	188 (20)	102 (14)	70 (14)	68 (9)

2 学職別概要

令和5年

区分	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計	対前年増減
犯罪少年		1 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (1)	9 (1)	5 (0)
触法少年	0 (0)	9 (0)					9 (0)	7 (0)
ぐ犯少年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良行為少年	0 (0)	5 (1)	24 (6)	2 (0)	14 (0)	5 (1)	50 (8)	-14 - (5)
合計	0 (0)	15 (1)	26 (6)	2 (0)	18 (0)	7 (2)	68 (9)	-2 - (5)
対前年増減	-1 (0)	10 - (1)	-1 (1)	-2 - (1)	-5 - (2)	-3 - (2)	-2 - (5)	

令和4年

区分	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計
犯罪少年		0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	4 (1)
触法少年	1 (0)	1 (0)					2 (0)
ぐ犯少年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良行為少年	0 (0)	4 (2)	25 (5)	4 (1)	21 (1)	10 (4)	64 (13)
合計	1 (0)	5 (2)	27 (5)	4 (1)	23 (2)	10 (4)	70 (14)

3. 不良行為少年の状況

ア 行為別

分別類 年別	総数	(内訳)行為別			
		喫煙	深夜徘徊	飲酒	その他
令和4年	64 (13)	23 (1)	37 (10)	3 (2)	1 (0)
令和5年	50 (8)	21 (0)	20 (7)	4 (1)	5 (0)
増減	-14 - (5)	-2 - (1)	-17 - (3)	1 - (1)	4 (0)

イ 年齢別

年齢別 (学年)	12歳 小6・中1	13歳 中1・中2	14歳 中2・中3	15歳 中3・高1	16歳 高1・高2	17歳 高2・高3	18歳 高3・大1	19歳 大1・大2	合計
令和4年	0 (0)	0 (0)	2 (2)	6 (2)	15 (4)	29 (3)	6 (1)	6 (1)	64 (13)
令和5年	0 (0)	0 (0)	3 (1)	3 (0)	13 (3)	13 (3)	9 (0)	9 (0)	50 (7)
増減	0 (0)	0 (0)	1 - (1)	-3 - (2)	-2 - (1)	-16 (0)	3 - (1)	3 - (1)	-14 - (6)

ウ 学職別

学職別	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職者	無職者	合計
令和4年	0 (0)	4 (2)	25 (5)	4 (1)	21 (1)	10 (4)	64 (13)
令和5年	0 (0)	5 (1)	24 (6)	2 (0)	14 (0)	5 (1)	50 (8)
増減	0 (0)	1 - (1)	-1 (1)	-2 - (1)	-7 - (1)	-5 - (3)	-14 - (5)

第 2 2 号議案

赤穂市特定教育・保育施設給付事業補助金交付要綱の一部を
改正する要綱の制定について

赤穂市特定教育・保育施設給付事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を
次のとおり制定したい。

令和 6 年 8 月 2 9 日 提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市特定教育・保育施設給付事業補助金交付要綱の一部を
改正する要綱

赤穂市特定教育・保育施設給付事業補助金交付要綱（平成 2 8 年赤穂市教育
委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「平成 2 7 年 5 月 2 1 日付雇児発 0 5 2 1 第 1 9 号。以下
「厚生労働省通知」」を「令和 6 年 3 月 3 0 日付けこ成事第 3 5 0 号こども家
庭庁成育局長通知。以下「こども家庭庁成育局長通知」」に改める。

第 4 条中「平成 2 8 年度子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成 2 8 年 7
月 2 0 日付府子本第 4 7 4 号）」を「子ども・子育て支援交付金の交付につい
て（令和 5 年 9 月 7 日付けこ成事第 4 8 1 号こども家庭庁長官通知）」に、
「厚生労働省通知」を「こども家庭庁成育局長通知」に改める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

第 2 3 号議案

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を
改正する要綱の制定について

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次の
とおり制定したい。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を
改正する要綱

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（平成 2 8 年赤穂市教育委員会
訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 2 4 年法律第 6 5 条」を「平成 2 4 年法律第 6 5 号」に改め
る。

第 4 条第 1 号中「2, 5 0 0 円」を「2, 7 0 0 円」に改め、同条第 2 号中
「4, 7 0 0 円」を「4, 8 0 0 円」に改める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

第24号議案

赤穂市新学校給食センター整備事業請負契約の締結に係る
議決変更について

令和5年6月9日議決の「赤穂市新学校給食センター整備事業に係る請負契約の締結について」の一部を次のように変更する議案の上程について、その意見を求める。

令和6年8月29日提出

赤穂市教育長 尾上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

第25号議案

令和6年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について

令和6年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について、その意見を求める。

令和6年8月29日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開